

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

★ 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔目標1〕 女性職員の母性を尊重し妊娠中及び出産後も仕事と子育ての両立を安心してできる職場環境の整備。

- 〈対策〉 ◆ 母性健康管理（就業規則第10章）について全職員へ周知。
◆ 育児休業後における現職又は現職相当職への復帰。

〔目標2〕 男性職員が子どもの看護や育児サポート等を行う為に必要な時間に対し、有給休暇の取得や始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げ等の弾力的運用の実施。

- 〈対策〉 ◆ 目標に対して職場内の理解を深めサポート体制を整える。

〔目標3〕 地域貢献活動の実施。

- 〈対策〉 ◆ 小中高校生に対し、「働く」をテーマに出前講座やインターンシップなどの実施。
◆ 施設行事を開放し、子どもがボランティア体験として行事の業務等に参加ができる機会を設ける。